

令和2年第1回鬼北町議会定例会

令和2年3月4日（水曜日）

○議事日程

令和2年3月4日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第25号 令和2年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第4 議案第26号 令和2年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第5 議案第27号 令和2年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第28号 令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第29号 令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第8 議案第30号 令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第31号 令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第32号 令和2年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第33号 令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第34号 令和2年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第35号 令和2年度鬼北町病院事業会計予算について

○本日の会議に付した事件

- 日程第3 議案第25号 令和2年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第4 議案第26号 令和2年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第5 議案第27号 令和2年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第28号 令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第29号 令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について

日程第 8 議案第 30 号 令和 2 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 9 議案第 31 号 令和 2 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について

日程第 10 議案第 32 号 令和 2 年度鬼北町介護保険特別会計予算について

日程第 11 議案第 33 号 令和 2 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第 12 議案第 34 号 令和 2 年度鬼北町水道事業会計予算について

日程第 13 議案第 35 号 令和 2 年度鬼北町病院事業会計予算について

○出席議員（12名）

1 番 高 橋 聖 子	2 番 中 山 定 則
3 番 末 廣 啓	4 番 山 本 博 士
5 番 赤 松 俊 二	6 番 松 下 純 次
7 番 芝 照 雄	8 番 福 原 良 夫
9 番 程 内 覺	10 番 松 浦 司
11 番 山 崎 保	12 番 渡 邊 眞 次

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 谷 口 浩 司 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
総務財政課長 佐 竹 誠	企画振興課長 二 宮 浩
町民生活課長 古 谷 忠 志	保健介護課長 芝 達 雄
環境保全課長 高 田 達 也	日吉支所長 那 須 周 造
農 林 課 長 松 本 秀 治	建 設 課 長 上 田 司
水 道 課 長 上 田 司	会 計 管 理 者 清 家 健 二
教 育 長 筒 井 亀	教 育 課 長 渡 邊 甫
農業委員会会長 川 平 定 計	農業委員会事務局長 松 本 秀 治

選挙管理委員会委員長 谷 口 清 美

代表監査委員 上 甲 康 夫

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、6番、松下純次議員、7番、芝照雄議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件の説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第25号、令和2年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第13、議案第35号、令和2年度鬼北町病院事業会計予算についてまで、11件を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第25号、令和2年度鬼北町一般会計予算についてか

ら、日程第13、議案第35号、令和2年度鬼北町病院事業会計予算についてまで、以上11件を一括議題とし、提案理由の説明を受けた後、総括質疑とすることに決定しました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、令和2年度当初予算の提案に当たりまして、日程第3、議案第25号から、日程第13、議案第35号までの令和2年度一般会計及び特別会計並びに企業会計につきまして、町長として令和2年度施政方針を表明いたします。

令和2年度施政方針をご覧ください。

はじめに、昨年は、天皇陛下の御退位及び新天皇陛下の御即位が行われ、改元によって新しい時代が始まる節目の年でありました。

また、ラグビー日本代表が、日本国中を一つにしたワンチーム日本の年でもあったように思います。

私は、町長として皆様方の御支持をいただき、町政を担当させていただいてから、早いもので来年1期4年目の任期を迎えようとしています。

この間、鬼北町を活気あふれる町にしたい、元気な町にしたいという思いを胸に、町民の負託に応え、与えられた責務を全うするため、山積みする課題に真摯に向き合いながら、その解決に向けて全力で邁進してまいりました。

特に、喫緊の課題でありました西日本豪雨災害後の復興におきましては、各関係機関、地元業者の御理解と御協力、国・県の御指導をいただきながら復興作業に取り組んでまいりました。

また、南海トラフ巨大地震や豪雨など、災害に対する減災・防災への対策として、県防災訓練の実施、全庁的な防災啓発、自主防災組織への活動支援を行うことで、みずからの命はみずからが守るという自助意識の向上や、災害時では地域で助け合える共助の意識の醸成を図ってきたところであります。

また、この3年間、数多くの会議や行事に出席し、町民や団体、各事業者の皆様から、さまざまな御意見を直接伺う中で、これまで実施してきました事業においても、改めて事業内容を検証し、町民にとって本当に必要なものなのかどうか、何よりも町民の目線、気持ちに立って皆様方からのお声をしっかり受けとめて、町政に反映させていただかなければならないと決意を新たにしているところであります。

6行下へ行きます。

本日、ここに令和2年第1回議会定例会におきまして、各議案の御審議をお願いす

るに当たり、町長就任最終年を迎え、一層の緊張感と危機感を堅持しながら、時流に乗りおくれることのないよう、個性的で魅力あるまちづくりに取り組む覚悟であります。

これより、私の町長としての町政運営に向けての所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

2 ページ、5 つの重点施策。

1、交通弱者対策の推進、移動手段の確保に努めます。

これまでの対策として、日吉地域では、平成29年に福祉タクシーチケットの配布を。平成30年には、デマンドタクシーの運行、愛治地域では代替バスの直営化。令和元年度においては、近永地区周辺部において公共機関、病院、スーパー等を回る巡回バスの運行、町内の運転免許証返納者に対しても給油券やタクシー券の配布など、実態に即した移動手段の確保に努めてまいりました。

令和2年度においては、国道、県道から離れた幾つかの集落において、住民輸送の取り組みなど利便性・経済性にすぐれた交通手段の確保、交通弱者救済のための施策を展開してまいります。

2、鳥獣害の被害対策強化に努めます。

5行下です。鳥獣による農林産物被害を防ぐため、引き続き猟友会に捕獲の強化を要請するとともに、これまで同様、国・県の事業を継続し、町単独事業では、電気柵等設置補助支援の補助対象要件の緩和と捕獲檻、罟、発信機、センサーカメラなど、捕獲機器の購入費補助を継続してまいります。

さらに、イノシシ、シカを利用したジビエのペットフード加工施設と減容化施設の整備に向け、南予地域の5市町、県内企業及び愛媛大学と連携し、産官学協力のもと、鳥獣処分及びジビエ利用等に係るシステム構築に取り組んでまいります。

3、保育料の負担軽減に努めます。

2019年10月1日から、国の施策により保育所等に通う3歳から5歳までの子ども及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについては、副食費等の実費徴収分を除いて保育料の無償化が実施されましたが、当町では、独自に無償化の範囲を広げ、3歳から5歳までの児童の副食費も合わせて無償とし、保護者の経済的な負担軽減に努めてまいります。

また、ゼロ歳児から2歳児においても、2018年1月から独自の施策として実施している多子世帯の負担軽減について、町内の保育所に入所しているお子さんの保育

料については、所得制限を撤廃し、子どもの年齢にかかわらず同一世帯の子どものうち、年齢の高い順に加えて、第2子半額、第3子以降無料とする制度を継続し、子育て世代を支えてまいります。

4、北宇和病院の存続維持に努めます。別途で述べます。

5、鬼のまちづくりをハード事業からソフト事業へ。

県内外への情報発信、知名度アップの取り組みにより、令和元年度においても、道の駅の売り上げ増加に大きな効果があったと考えています。令和2年度においても、各種住民団体に創意工夫をしていただき、活力あるまちづくりを感じられるような施策を展開していきたいと考えております。

4 ページ、施策の対応。

1、特色ある産業を創り育て、誰もが元気に働けるふるさとづくりに努めます。

(1) 農業振興について。

4行目最後ですね。中山間直接支払制度や、多目的機能支払制度の取り組みをさらに促進するとともに、鬼北町農業公社、日吉農林公社及び鬼北地域農業支援センターと連携を図りながら、取り組み組織への支援強化に努めてまいります。

担い手不足については、体験農園、農業研修制度及び令和2年度から新たに実施する予定である農業法人等への農業就業者支援事業を活用し、新規就農者の確保・育成に努めてまいります。

また、愛媛県の愛あるブランド産品として認定されている鬼北熟成キジの販売拡大を図るため、新規キジ生産者の確保及び生産羽数の増羽に努めるとともに、新たな商品開発を進め、積極的な顧客開拓を推進し、中山間地域の地理的条件を利用した特産品の要として、さらに付加価値を高め、鬼北ブランドとしての産地化を図ってまいります。

森の三角ぼうし、日吉夢産地の2つの道の駅は、開業から20年以上経過し、大規模改修が必要な時期となっていることから、新たな魅力の発信や集客力の向上を図るため、リニューアルオープンを視野に入れた取り組みを推進してまいります。

5 ページをご覧ください。

(2) 林業振興。

4行目途中からです。これからの多面的機能を持続的に発揮させるために、利用期を迎えた豊富な森林資源を循環利用の一環として、木質バイオマス発電等への活用に取り組み、健全な森林造成を進めてまいります。

林業従事者は、鬼北町の森林を守る砦として大変重要な存在であります。そのため、

令和2年度から新たに取組む林業新規就業者支援事業を活用し、新規林業従事者の確保・育成に努めてまいります。

また、森林環境譲与税の譲与が、平成31年度から開始されたため、鬼北町、宇和島市、松野町、南予森林組合で設立した南予森林管理推進センターの管理運営に努め、森林環境譲与税を活用した取組みを推進してまいります。

(3) 商工業の振興について。

5行目からです。令和2年度において、町内の元気のある商店や企業を育てるため、商工会との連携を図りながら、当町に人を呼び込み、地域活力の創出を図るため、不可欠な経済的基盤の確保、町内事業所の支援、若者の地域への定着を図ることを目的とした、鬼の町で暮らす働く支援事業を活用し、事業所支援に取り組んでまいります。

また、今年新たな施策として、新規に起業される方に対して、起業のための必要な経費の一部を支援し、商業の活性化を図ってまいります。

(4) 観光物産の振興について。2行目からです。

成川溪谷休養センターについては、今後も同施設をフルに活用するため、民間の経営感覚と管理能力を発揮し、お客様に満足していただく魅力あふれる癒しの里として県内外に広く情報を発信し、誘客と合わせてリピーターの増加促進に努めてまいります。

また、鬼のまちづくり事業の推進については、鬼の造形物、鬼のウォールアートなどのアート作品を生かすとともに、鬼嫁コンテスト、鬼のお太鼓コンテストなどのイベントを継続し、活力あるまちづくりを感じられるような施策を実施していきたいと考えています。

財源としては、鬼のまちづくりを全国的に展開し、鬼北町の知名度がアップしたことで、増加傾向にある町外からのふるさと納税を活用していただく予定です。そのふるさと納税による納税額は、ここ4年間の総額は、1億6,800万円を超える納税額となっており、一般財源総額を押し上げております。これからも町民の方々の知恵をお借りして、鬼北町に人と金と心が集まる施策を展開してまいりたいと考えております。

(5) 雇用の創出について。

6行目途中です。令和2年度においては、これまで実施してきた北宇和高校生を対象とした企業説明会を中学生も対象にした説明会に広げ、開催を計画いたします。また、商工会、ハローワーク宇和島など、就労支援機関との連携を図りながら、鬼の町で暮らす働く支援事業を活用し、求人事業者と求職者のマッチングを図ります。

(6) 女性の活躍推進について。

2行目、若い女性の町外流出は、少子化と人口減少に直結し、本庁の庁が間違っております。訂正をお願いいたします。鬼北町の町という字です。本町の存続にかかわる問題です。家庭や子育てに取り組める体制の整備が喫緊の課題であります。具体的な取り組みとしては、地域防災リーダーの育成、女性職員のキャリア形成、役員など女性の登用を各団体に働きかけていきます。

2、美しい自然を守り活かし、誰もが訪れたい、帰りたいと感じるふるさとづくりに努めます。

(1) 資源循環型社会の推進について。

5行目最後からです。食品ロスの削減の推進に関する法律が、令和元年10月から施行され、本町においても、積極的な取り組みとして、鬼北町おいしい食べきり運動推進店登録要綱の制定により、町内の飲食店等への食品ロスの削減の取り組み実践や、広報誌等により、町民の意識啓発を促進するなど、官民一体となった食品ロスの削減を推進してまいります。

(2) 環境保全の推進について。

8ページ、鬼北町四万十川流域の河川をきれいにする条例の基本施策に基づき、愛媛A I-1の普及活動はもとより、行政及び事業所、並びに流域住民が一体となって水質浄化及び流域の環境保全を目指し、小型合併処理浄化槽の普及推進に努め、水質汚濁の発生源対策に取り組むとともに、公共河川や水辺環境の水質保全にも力を注いでまいります。

(3) グリーンツーリズムの推進につきましては、3行目。

修学旅行客の取り込みや、夏休みの子ども自然体験など、旅行商品化の動きもあり、今後は、さらなる受け入れ態勢の充実と魅力の向上に努めてまいります。

1つ飛ばします。3、福祉の充実で安心生活を確保し、誰もが安心して暮らせるふるさとづくりに努めます。

9ページをご覧ください。

(1) 地域保健、医療体制の充実について。

9行目、母子保健事業では、少子化対策の一環として、これまで実施してきた不妊治療助成強化を行うこととし、4月から運営予定の子育て世代包括支援センターでこれまで以上に切れ目のない子育て相談、支援を強化してまいります。

医療体制の充実については、平成29年3月に策定した新鬼北町病院改革プランに基づき、地域医療構想を踏まえた経営の効率化、経営形態の見直し、病棟の再編を柱

に、病院事業の経営計画を総合的に取り組むよう努め、北宇和病院を中心に、町立各診療所や民間医療機関との連携を図りながら、医療・介護・福祉・保健の中心的医療機関としての役割を図ってまいります。

北宇和病院は、災害時の医療支援体制として院長が県の災害医療コーディネーターであり、有事の際に被災者への対応ができるよう、定期的に広域災害救急医療情報システム（EMIS）による訓練を実施し、災害時医療体制への構築を図ります。

下から3行目、北宇和病院の運営につきましては、指定管理者である社会福祉法人旭川荘との連携を密にし、医師等の確保対策を行うとともに、引き続き町職員の派遣を継続し、来年3月末をもって任期期間満了となる指定管理者の契約を更新するための協議を行い、住民に対して良質な医療サービスの提供に努め、病院の健全経営、信頼され愛される病院を目指すとともに、地域住民の期待に応えられるよう医療サービスの充実に努めてまいります。

（2）子育て支援策の充実にについて。

8行目真ん中のほうです。今年度、新たに創設した出生時と小学校入学時に保護者に一時金を支給する「すくすく鬼北っ子応援給付金」を引き続き支給いたします。

3行下、県内で唯一の高校生までの医療費無料化の継続実施や、新たに高校生への通学費の一部補助などによる家庭への経済的支援を行い、子育て世帯の負担軽減に取り組んでまいります。

5行下、ひとり親家庭への支援として、教室に支援員を派遣し、子どもの基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う、ひとり親家庭学習支援事業を継続・実施いたします。

さらに、今年度から、新たに保護者の疾病、育児疲れ、その他の事由により一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設において短期入所、夜間養護を行う、子育て短期支援事業を実施し、子育て世帯の支援を行います。

（3）高齢者福祉の充実にについて。

11ページ、12行目です。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるための支援として、生きがいデイサービスや外出支援サービス、配食サービス、緊急通報システム事業などを引き続き実施、充実にまいります。また、認知症サポーター養成講座の実施、住民や事業者の連携により見守りネットワークの取り組みを継続し、地域ぐるみで高齢者を見守る活動をより一層進めるとともに、高齢者の積極的な社会参加を促すことで、介護予防の推進に努めてまいります。さらに、高齢者の生きがい

の充実、健康の維持・推進、生活の安定を目的として、4月から運営を開始するシルバー人材センターへの支援に努めてまいります。

(4) 障がい者福祉の充実について。

3行目です。地域自立支援協議会が中心となって、地域の課題についてどう取り組んでいくべきか検討を行い、見直しの年に当たる鬼北町障がい者計画等に基づいて、障がいの有無にかかわらず誰もが地域の中で安心した生活と社会参加ができる地域づくりを目指すとともに、障がいのある方が生き生きと自立した生活を営み、社会参加や就労が行えるような確かなニーズの把握を行い、その方にとって最も必要な障がい福祉サービスが提供されるよう努めてまいります。

4、整った生活インフラで快適生活を守り、誰もが安全・快適に過ごせるふるさとづくりを進めます。

(1) 防災・減災対策について。

2行目ですけれども、国土強靱化地域計画を整備することが重要な仕事と考えています。また、行政みずからが被災し、人、物、情報や、ライフライン等使用できる資源に制約がある状況下においても、災害応急対応業務や通常業務のうち、優先的に行うべき業務を適正に執行できる体制の整備に取り組んでまいります。

4行下です。次に、河川改修事業につきましては、1級河川広見川の早期完了に努めます。また、砂防関係では、がけ崩れ防災対策事業、下鍵山地区ほか3地区を直営事業として推進してまいります。

そして、平成30年に発生した、7月豪雨による災害箇所につきましては、早期復旧を行い、再被災防止及び住民生活に支障のないよう、できる限り努めてまいります。

(2) 情報基盤の整備・活用について。

13ページをお開きください。

5行目、整備後10年が経過し、老朽化した機器を随時更新する時期となっておりますが、サービス提供の質を落とすことなく、今後利用が見込まれる5G等の環境ができるよう、更新整備を実施していきたいと考えております。なお、令和3年の2月ごろには、手狭でありました防災拠点を商工会跡地に新たに建築することといたしております。

(3) 都市計画の推進につきましては、若者の流出防止と定住人口の減少に歯どめをかけるため整備した、ニュータウン鬼北の里団地については、全66区画が令和元年9月末日をもって完売し、定住人口増加に一定の効果をもたらしました。

また、JR近永駅周辺の賑わい創出事業にも取り組み、今年度から行っている近永

駅周辺賑わい創出プロジェクトにおきましては、駅周辺の活性化のために現地視察を含め、6回のワークショップを開催し、主に近永駅のあり方について、地域住民の皆さんや北宇和高校の生徒から、多様なアイデアを出していただいたところでもあります。この賑わい創出プロジェクトにつきましては、参加者の皆さんの要望により、令和2年度も引き続き地域の活性化について、産官学で話し合う予定にいたしておりましたが、令和2年度は、近永駅も含め、近永商店街周辺の活性化についても話し合う予定にしておりますので、まちづくりの1つのアイテムとして、地域住民の憩いの場となる公園に関しても、さまざまなアイデアを出していけるのではないかと期待をしております。

(4) 交通環境の充実について。

3行目、国道441号、国遠地区、大宿地区の早期整備、県道節安下鍵山線、下鍵山松野線、奈良近永線の整備促進に努めます。

(5) 空き家対策について。

8行目、利活用の促進については、空き家バンクを創設し、現在ホームページ等に掲載しているところでもあります。令和元年度においては、空き家改修補助金を活用した家屋の改修が4件、家財の撤去が4件、引っ越しは3件の利用があり、4件の移住者を受け入れたところでもあります。令和2年度においても、需給マッチングを行うとともに、移住者改修支援事業補助金などを活用して、空き家の有効活用に努めてまいります。

(6) 住宅、公園整備について。

5行目、最後です。平成29年度から栄町団地の建て替え事業を実施しており、令和元年度に1棟3戸を建設いたしました。令和2年度についても、1棟3戸の建設工事を計画しております。

(7) 上下水道の整備、保守について。

水道事業につきましては、4行目、日吉地区の電気計装設備が老朽化しているため、国庫補助事業により電気計装設備更新工事を実施いたします。また、西野々地区排水管について、法定耐用年数が経過していることから、起債事業による排水管更新工事を3年計画で実施いたします。

16ページ、4行目、生活排水対策につきましては、下水道化基本構想に基づき、引き続き浄化槽市町村整備推進事業を積極的に推進するとともに、町内に6地区ある農業集落排水施設の適正な維持管理と、利用者の加入促進に向けた啓発活動を推進してまいります。

(8) 交通安全、防犯対策について。

3行目、特に高齢者については、運転免許証自主返納支援事業を推進し、高齢者の運転による交通事故の防止を未然に図るとともに、町内における交通死亡事故撲滅及び交通安全の保持に努めます。

5、充実した教育環境で、心豊かな人を育み、未来を担う子どもたちをみんなで育てるふるさとづくりに努めます。

17ページ、(1) 学校教育の充実について。

学校教育におきましては、平成30年度及び令和元年度の2か年で、全小・中学校の空調設備の整備とトイレの洋式化を実施し、教育環境の改善を図りました。

今年度は、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた長寿命化計画を策定し、老朽化した施設の計画的な改修等を行うよう努めてまいります。特に、老朽化が著しい広見中学校においては、改築内容の検討を行い、できるだけ早く実施設計及び改築を実施し、子どもたちが充実した環境の中で、学校生活を送れるようにしたいと考えております。

(2) 生涯学習、生涯スポーツの充実について。

7行目、鬼北総合公園の空調設備の整備を予定をいたしております。

下から4行目、また、今年度実施される東京オリンピックに合わせて、4月に聖火リレーを、8月にパラリンピックの聖火イベントを行い、スポーツに親しむよい機会とし、さらなるスポーツ振興に努めていきたいと考えております。

(3) 伝統文化の継承・発展について。

5行目、今年度からは、地域おこし協力隊を雇用し、泉貨紙づくりの継承や商品開発及び販売等を行い、伝統文化の保存及び発展を図ってまいります。また、昨年度に引き続き実施される、えひめ国際映画祭に関連した上映会を実施するとともに、来場された皆さんへのおもてなしを同様に行う予定といたしております。

(4) 文化財の保護・活用について。

3行目、国の史跡指定を受けております等妙寺旧境内につきましては、策定済みの保存整備活用基本計画書に基づき、補助事業を活用し、できる限り計画的な整備を努めてまいります。さらに、国登録有形文化財である井谷家住宅に関しましては、保存活用検討委員会での検討結果をもとに、早期に一般共用が開始できるよう努めてまいります。

(5) 人権尊重・男女共同参画について。

人権教育の推進につきましては、あらゆる差別の解消に向け、家庭、地域社会、学

校などが一体となって人権意識の高揚に努めるとともに、人権を考える集いや子どもたちのための人権コンサート等の講座やセミナーなどを開催し、2行下、ともに生きるまちづくりを推進いたします。

19ページをご覧ください。

6、人々のつながりを深め、ともに行動し、誰もが自ら考え取り組むふるさとづくりに努めます。

(1) 町民による地域活動の活性化について。

この欄の下から2行目ですけれども、鬼のまちづくりが、人づくり、地域づくりに発展できると思っております。要の1つが公民館だと思っております。御協力のほど切に願うものであります。

(2) 効果的・効率的な行財政運営について。

下から5行目、5つの重点施策及び施策の大要を掲げ、第二次鬼北町長期総合計画の施策実現に向けて、私を含め、職員の総力を結集し、議会や町民との協働のもと全力で取り組み、町民の皆さんに満足の高い行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

予算の大要。

9行目、歳出では、喫緊の課題である未来を担う子どもたちや、子育て世帯への支援の充実、超高齢社会への対応のための高齢者支援の充実など、町民福祉の向上につながる施策や、観光施策の推進、質の高い町民サービスの提供などを重点項目に掲げ、予算を優先配分いたしました。歳入では、引き続き、町税の収納率向上やふるさと納税の増収など、あらゆる創意工夫により、積極的に財源確保に努めてまいります。

これらを踏まえ、令和2年度当初予算は、町民の生活により身近な視点に立った住みやすい地域をつくるため、新たな時代を町民とともに切り開き、活力にあふれた輝かしい未来を力強く創造していく予算として、一般会計が、前年度比7.9%減の総額70億2,500万円、特別会計は、8会計の合計が35億7,872万2,000円、公営企業会計では、2会計の合計が17億8,057万5,000円となり、全ての会計を合計した鬼北町予算の総額は、前年度当初比5.2%減の123億8,429万7,000円となっております。

なお、部門別の事業内容等につきましては、別冊で令和2年度課別主要施策を配付しておりますので、お目通しいただきますようお願いをいたします。

今後も町民の皆様の信頼に応えることができるよう、誠心誠意努めてまいりますので、何とぞ議員各位をはじめ、町民の皆様方の温かい御理解と絶大なる御協力を切に

お願いを申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

提出いたしました当初予算のうち、一般会計につきましては、総務財政課長が、特別会計及び公営企業会計につきましては、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、日程第3、議案第25号の令和2年度鬼北町一般会計予算について説明をいたします。説明のほうは、別紙で作成をいたしておりますA3縦の資料に基づきまして説明をいたしますので、そちらをご覧ください。

それでは、令和2年度鬼北町一般会計予算の概要について説明を申し上げます。説明は、お手元に配付しております、先ほど説明いたしました、令和2年度予算の概要A3縦により説明をさせていただきます。

まず、1ページの令和2年度の当初予算総括表の一般会計の行をご覧ください。

令和2年度の一般会計当初予算の総額Aの欄ですけれども、70億2,500万円で、前年度当初予算と比較しますと6億600万、率にしまして7.9%の減となっております。減の主な要因は、平成30年7月豪雨災害復旧費の減によるものであります。

それでは、歳出について説明をいたしますので、4ページをお開きください。

4ページのほうは、一般会計予算目的別内訳となっております。説明につきましては、令和2年度の当初予算額増減率について、款及び項別に説明をさせていただきます。各項の詳細につきましては、各常任委員会で説明申し上げますので、概要説明では、主な内容についてのみ説明をさせていただきます。

まず、議会費ですが、1款、1項、議会費は、予算額6,395万2,000円、前年度比99万7,000円、1.5%の減です。この項は、議会活動に係る経費を計上しております。

次に、2款、1項、総務管理費は、予算額12億8,689万9,000円、前年度比6,259万4,000円、4.6%の減になっております。減の主な要因は、庁舎改修事業費の減によるものです。この項は、主に町長、副町長、企画振興課、総務財政課、日吉支所、出納室職員等の人件費、並びに宇和島地区広域事務組合の負担金などを計上をしております。

次に、同款、2項、徴税费です。予算額7,825万5,000円、前年度比1,609万1,000円、17.1%の減です。減の主な要因は、固定資産税評価替えに伴う不動産鑑定業務委託料の減によるものです。この項は、主に町民生活課の税務事務に従事する職員に係る人件費等も計上をしております。

次に、同款、3項、戸籍住民基本台帳費は、予算額4,241万7,000円、前年度比725万8,000円、20.6%の増です。主な要因は、電算システム費用の増によるものです。この項は、主に町民生活課戸籍部門に係る職員の人件費、並びに経常的経費を計上しております。

次に、同款、4項、選挙費は、予算額1,065万2,000円、前年度比1,403万3,000円、56.8%の減です。減の主な要因は、参議院選挙費、県議会議員選挙費の減によるものです。

次に、同款、5項、統計調査費は、予算額653万円、前年度比285万3,000円、77.6%の増です。増の主な要因は、国勢調査に係る経費の増によるものです。

次に、同款、6項、監査委員費は、予算額129万8,000円です。前年度並みであります。

次に、民生費、3款、1項、社会福祉費は、予算額12億4,919万4,000円、前年度比7,890万円、5.9%の減です。減の主な要因は、プレミアム商品券事業の減によるものです。

次に、同款、2項、児童福祉費は、予算額5億6,954万2,000円、前年度比483万2,000円、0.9%の増です。主なものにつきましては、人件費、保育所運営に係る経費、児童手当等を計上しております。

次に、同款、3項、災害救助費につきましては、座の設定であります。

次に、衛生費になります。4款、1項、保健衛生費は、予算額5億4,379万2,000円、前年度比2,301万2,000円、4.4%の増です。増の主な要因は、病院事業会計負担金の増によるものです。

次に、同款、2項、清掃費は、予算額1億9,340万円、前年度比174万9,000円、0.9%の増であります。

次に、5款、1項、農業費は、予算額4億2,700万1,000円、前年度比1,086万1,000円、2.5%の減です。主な要因は、防災重点ため池浸水想定区域調査業務委託料の減などによるものであります。

次に、同款、2項、林業費は、予算額2億2,630万6,000円、前年度比5,898万3,000円、35%の増です。主なものは、森林環境整備事業費の増によるものです。

同款、3項、水産業費は、予算額96万8,000円、前年と同額であります。

次に、6款、1項、商工費は、予算額1億2,197万円、前年度比870万4,0

00円、7.7%の増です。この項は、企画振興課商工関係、商工会支援補助金など、商工振興に係る経費と節安ふれあいの森などに係る経費を計上しております。

次に、7款、1項、土木管理費は、予算額5,595万7,000円、前年度並みです。

次に、同款、2項、道路橋りょう費は、予算額1億9,027万5,000円、前年度比2,106万3,000円、12.4%の増であります。

次に、同款、3項、河川費は、予算額6,549万9,000円、前年度費1,110万6,000円、20.4%の増です。主な要因は、工事請負費の増によるものです。

同款、4項、都市計画費は、予算額2億4,192万円、前年度比2億1,530万7,000円、80.9%の増です。主な要因は、鬼北総合公園整備事業の増によるものです。

次に、同款、5項、住宅費は、予算額8,299万7,000円、前年度比2,301万7,000円、38.4%の増です。主なものは、町営住宅栄町団地整備工事事業等による増であります。

次に、8款、1項、消防費は、予算額9,373万6,000円、前年度比1,012万9,000円、12.1%の増です。主なものは、消防施設整備に係る経費の増であります。

次に、9款、1項、教育総務費は、予算額8,173万3,000円、前年度比1,261万1,000円、18.2%の増です。主なものは、学校施設個別計画策定に係る経費の増によるものです。

次に、同款、2項、小学校費は、予算額1億4,611万2,000円、前年度比1億2,186万3,000円、45.5%の減です。主なものは、小学校衛生設備改修事業費、三島小学校プール等の改修事業費によるものであります。

次に、同款、3項、中学校費は、予算額6,824万3,000円、前年度比60万8,000円、0.9%の増です。

次に、同款、4項、社会教育費は、予算額2億2,243万9,000円、前年度比1億1,683万2,000円、34.4%の減です。主なものは、史跡保存整備事業費の減によるものです。

次に、同款、5項、保健体育費は、予算額8,533万5,000円、272万円、3.3%の増です。

次に、10款、1項、農林水産施設災害復旧費は、予算額523万7,000円、

前年度比5,620万5,000円、91.5%の減です。主なものは、公共土木施設災害復旧費等であります。

次に、公債費、11款、1項、公債費は、予算額8億282万5,000円、前年度比1,131万8,000円、1.4%の減です。

12款、13款につきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入について説明をいたしますので、3ページのほうをご覧ください。

3ページの1款、1項、町民税は、予算額3億5,577万5,000円、前年度比441万1,000円、1.2%の減を見込んでおります。

同款、2項、固定資産税は、予算額4億4,612万7,000円、前年度比419万3,000円、0.9%の増を見込んでおります。

同款、3項、軽自動車税は、前年度比515万円であり、11.5%の増を見込んでおります。

同款、4項、市町村たばこ税は、予算額6,220万、前年度比584万1,000円、10.4%の増を見込んでおります。

次に、2款、地方譲与税から、8款の地方特例交付金までにつきましては、地方財政計画に基づき計上しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、次に、9款、1項、地方交付税は、予算額34億1,200万円、4,720万2,000円、1.4%の増を見込んでおります。

次に、10款、1項、交通安全対策特別交付金は、予算額110万円であります。

次に、11款、1項、分担金は、予算額1,251万3,000円であり、24.4%の減です。農地農業用施設災害復旧費分担金等の減によるものです。

次に、同款、2項、負担金は、予算額3,791万8,000円、前年度比2,477万8,000円、39.5%の減であります。減の主な要因は、保育所保護者負担金等による減であります。

次に、12款、1項、使用料は、前年度比166万、2.9%の減であります。主なものは、町営住宅使用料等であります。

次に、同款、2項、手数料は、予算額9,203万3,000円、前年度比92万3,000円、1.0%の増であります。

次に、13款、1項、国庫負担金は、予算額2億9,387万9,000円、3億5,265万2,000円、54.5%の減で、公共土木施設災害復旧費国庫負担金の減によるものあります。

同款、2項、国庫補助金は、予算額1億8,240万3,000円に対しまして、前

年度比2,907万円、13.7%の減であり、学校施設環境改善交付金、史跡等保存整備費国庫補助金の減によるものであります。

次に、同款、3項、委託金は、予算額279万4,000円、前年度比4万8,000円、1.7%の増です。

14款、1項、県負担金につきましては、お目通しをください。

同款、2項、県補助金は、予算額2億3,142万8,000円、4,731万4,000円、17.0%の減です。主な減の要因につきましては、農地農業用施設災害復旧費県補助金の減によるものであります。

次に、同款、3項、委託金は、予算額2,112万円、前年度比41.5%の減です。参議院議員選挙費委託金等によるものです。

次に、15款、1項、財産運用収入は、予算額2,269万1,000円、2%の増です。

次に、16款、1項の寄附金につきましては、予算額5,045万円、前年度比20.4%の減です。ふるさと納税寄附金の減によるものです。

17款、1項、特別会計繰入金につきましては、予算額219万6,000円、前年度比93.3%の減であり、ニュータウン鬼北の里特別会計繰入金の減によるものであります。

同款、2項、基金繰入金は、予算額2億6,657万8,000円でありましたが、前年度比6,401万3,000円であり、31.6%の増となっております。財政調整基金繰入金等による増であります。

18款につきましては、お目通しをください。

19款につきましては、座の設定であります。

次に、19款、3項の貸付金元利収入につきましては、前年度と同であります。

次に、同款、5項、雑入につきましては、予算額9,205万6,000円、41.8%の減で、プレミアム商品券販売収入の減によるものであります。

次に、20款、1項の町債は、19.8%の減で、小学校施設整備事業債等の減によるものであります。

次に、5ページをお開きください。

5ページは、一般会計予算性質別構成を作成をしております。歳出のみの説明とさせていただきます。

はじめに、義務的経費のうち、人件費は、15億3,214万1,000円であり、前年度比24.3%の増となっております。主な要因につきましては、会計年度職員

制度の移行によるものであります。

次に、扶助費は、6億1,726万3,000円、前年度比16.2%の減となっております。

公債費は、8億299万2,000円であり、前年度比1.4%の減となっており、全体に占める義務的経費の割合につきましては、42%となっております。

次に、経常的経費ですけれど、物件費は、10億2,838万4,000円であり、前年度比9.9%の減となっております。

次に、投資的経費のうち、普通建設事業費につきましては、9億7,396万4,000円、前年度比7.9%の減となっております。主なものにつきましては、庁舎改修事業や小学校衛生設備整備事業の減によるものであります。

災害復旧費につきましては、前年度比92.7%で減となっております。これにつきましては、平成30年7月の豪雨災害分の減によるものであります。

以上で、議案25号、令和2年度の一般会計予算の概要の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

再開を午前10時15分とします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者（清家健二君）

失礼します。それでは、日程第4、議案第26号、令和2年度鬼北町用品調達特別会計予算について御説明いたします。

予算書第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、用品調達費は、各課で共通して使用する事務用品等の購入であり、860万3,000円を計上いたしております。

2款、1項、文書作業費は、コピー用紙などの消耗品及び印刷機器等借上料であり、709万6,000円を計上いたしております。

3款、1項、諸費は、75万9,000円を計上しております。これは本会計の収

益金として一般会計へ繰り出すものであります。

4款、1項、予備費は、10万円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

前の1ページにお戻りください。

1款、1項、用品調達収入は、購入物品の販売収入945万2,000円を計上いたしております。

2款、1項、文書作業収入は、コピー印刷代による収入709万6,000円を計上いたしております。

3款、1項、繰越金は、座の設定として1万円を計上しております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1,655万8,000円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○建設課長（上田 司君）

それでは、議案第27号、令和2年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明をいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、事務費は、住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金の貸付金回収に要する費用等で、16万8,000円を計上するものであります。

2款、1項、公債費は、長期債の元金利子の償還金で、33万7,000円を計上いたします。

3款、1項、繰出金は、一般会計への繰出金で、143万7,000円を計上いたします。

4款、1項、予備費は、5万円を計上するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、1ページをお開きください。

1款、1項、県補助金は、貸付金の徴収事務等に対する補助金で、6万9,000円を計上するものです。

2款、1項、繰越金は、前年度繰越金でありまして、10万円を計上いたします。

3款、1項、貸付金元利収入は、住宅新築資金等の貸付金元利収入で、181万8,000円を計上しております。

3款、2項、雑入につきましては、5,000円を計上しております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに199万2,000円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは、議案第28号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出から説明をいたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、総務管理費は、人件費を中心とした事務に係る経費で、3,287万円を計上するものです。

同款、2項、徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費として21万3,000円を、同款、3項、運営協議会費は、国保運営協議会の開催に係る経費として24万1,000円を計上するものです。

次に、2款、1項、療養諸費は、被保険者の医療費等に係る経費で、8億8,755万2,000円を計上するものです。

同款、2項、高額療養費は、医療費が自己負担限度額を超えた場合に支払われるもので、1億4,575万1,000円を計上するものです。

同款、3項、移送費は、15万円で、座の設定です。

同款、4項、出産育児諸費は、336万円。

同款、5項、葬祭諸費は、54万円を計上するものです。

次に、3款、1項、医療給付費分、2項、後期高齢者支援金等分、3項、介護納付金分は、愛媛県に支払う納付金で、合わせて2億9,725万1,000円を計上するものです。

4款、1項、共同事業拠出金は、国保連合会に支払う事務費拠出金として1,000円を、5款、1項、財政安定化基金拠出金は、座の設定として10万円を計上するものです。

6款、1項、特定健康診査等事業費は、40歳以上の特定検診事業に要する経費で、1,462万1,000円を計上するものです。

3ページにまいりまして、6款、2項、保健事業費は、がん検診事業等の保健活動等に係る経費で、917万5,000円を計上するものです。

7款、1項、基金積立金は、財政調整基金へ利子相当額を積み立てるもので、13万4,000円を、8款、1項、公債費は、一時借入金利子1万円を座の設定として計上するものです。

9款、1項、償還金及び還付加算金は、被保険者に還付する保険料として170万

6,000円を、同款、2項、直営診療所勘定繰出金は、診療所特別会計へ繰り出すもので、1,517万円を計上するものです。

10款、1項は、予備費として200万円を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたします。1ページにお戻りください。

1款、1項、国民保険税は、被保険者から徴収する保険税で、1億8,839万9,000円を計上するものです。

2款、1項、手数料は、国民健康保険税の督促手数料として10万円を計上するものです。

3款、1項、県補助金は、保険給付費に充てる普通交付金及び国保診療所の運営費に充てられる特別交付金など、合わせて10億9,051万5,000円を、同款、2項、財政安定化基金交付金は、座の設定として10万円を計上するものです。

4款、1項、財産運用収入は、財政調整基金の運用利子分で、13万4,000円を計上するものです。

5款、1項、他会計繰入金は、事務費等に係る一般会計からの繰入金で、1億2,653万円、同款、2項、基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金として39万円を計上するものです。

6款、1項、繰越金は、前年度繰越金の座の設定として20万円、7款、1項、延滞金・加算金及び過料は、142万6,000円を、同款、2項、受託事業収入は座の設定として10万円、同款、3項、雑入は、高額療養費に対する貸付金の返還金が主なもので、295万1,000円を計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計ともに14億1,084万5,000円を計上するものがあります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第29号、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出から御説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、施設管理費は、診療所職員の人件費等の事務費で、1億749万4,000円を、同款、2項、研究研修費は、医師、看護師の研修費用として91万2,000円を計上するものです。

2款、1項、医業費は、機械器具費、薬品等が主な経費で、8,986万4,000円を計上するものです。

3款、1項、施設整備費は、診療所及び医師住宅の維持管理に係る経費で、70万円を計上するものです。

次に、4款、1項、公債費は、長期債の償還金で34万円を、5款、1項は、予備費として100万円を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたします。1ページにお戻りください。

1款、1項、外来収入は、診療報酬等の収入で、1億3,221万2,000円を、同款、2項、その他の診療収入は、検査収入等の収入で、618万円を計上するものです。

2款、1項、使用料は、往診時の自動車使用料として22万8,000円を、同款、2項、手数料は、診断書等の文書料として74万8,000円を計上するものです。

3款、1項、財産売払収入は、1,000円を計上するもので、座の設定であります。

4款、1項、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、4,544万7,000円を、同款、2項、事業勘定繰入金は、国民健康保険特別会計から繰り入れるもので、1,517万円を計上するものです。

5款、1項、繰越金は、前年度繰越金の座の設定として10万円を、6款、1項、雑入は、休日当番医の謝礼等の収入で、22万4,000円をそれぞれ計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計それぞれ2億31万円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○環境保全課長（高田達也君）

それでは、私のほうから、議案第30号、令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計について御説明申し上げます。

第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、施設整備費は、補助事業を活用し、施設改修事業を実施するための実施設に要する経費として541万2,000円を計上するものです。

2款、1項、施設管理費は、新田地区ほか5地区の施設の管理に要する経費5,336万3,000円を計上するものです。

3款、1項、公債費は、長期債の元金及び利子で、3,339万7,000円を計上するものです。

4款、1項、予備費は、30万円を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

1 ページをお開きください。

1 款、1 項、負担金は、新規加入負担金で、座の設定として1,000円を計上するものです。

2 款、1 項、使用料は、施設の使用料として3,454万4,000円を、2 項、手数料は、督促手数料として5,000円をそれぞれ計上するものです。

3 款、1 項、県補助金は、300万円を計上しております。これは施設改修事業実施設計に係る補助金です。

4 款、1 項、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、5,219万2,000円を計上するものです。

5 款、1 項、繰越金は、前年度繰越金として3万円を計上するものです。

6 款、1 項、町債は、過疎対策事業債、農業集落排水事業債、及び公営企業会計適用事業債として270万円を計上するものです。

歳入合計、歳出合計ともに9,247万2,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第31号、令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について説明申し上げます。

第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2 ページをお開きください。

1 款、1 項、施設整備費は、市町村型合併浄化槽整備に係る経費として、3,457万4,000円を計上するものです。新設の浄化槽整備として33基分の事業予算を見込んでおります。

2 款、1 項、施設管理費は、町が設置いたしました合併浄化槽の保守点検、維持管理等に要する経費で、3,335万4,000円を計上するものです。

3 款、1 項、公債費は、長期債の元金及び利子で、834万9,000円を計上するものです。

4 款、1 項、予備費は、20万円を計上するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、1 ページをお開きください。

1 款、1 項、分担金は、浄化槽整備事業に係る受益者負担金300万3,000円を計上するものです。これは先に説明いたしました、設置予定33基分の分担金を計上しております。

2 款、1 項、使用料は、浄化槽の使用料として2,520万1,000円を、2 項、手数料は、督促手数料として1万円を計上するものです。

3 款、1 項、国庫補助金は、町が実施する浄化槽整備事業に対する国庫補助金で、

981万円を計上するものです。

4款、1項、県補助金は、浄化槽整備に関する県補助金で、262万3,000円を計上するものです。なお、国庫補助金、県補助金につきましては、設置予定の33基分を見込んでおります。

5款、1項、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、2,062万8,000円を計上するものです。

6款、1項、繰越金は、前年度繰越金で、1万円を計上するものです。

7款、1項、雑入は、消費税還付金及び還付加算金で、49万2,000円を計上するものです。

8款、1項、町債は、過疎対策事業債、特定地域生活排水処理事業債及び公営企業会計適用事業債で、1,470万円を計上するものです。

歳入合計、歳出合計ともに7,647万7,000円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

議案第32号、令和2年度鬼北町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳出のほうから説明いたしますので、3ページを開きください。

1款、1項、総務管理費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、介護保険事業運営に係る経費2,664万円を、2項、徴収費につきましては、賦課徴収に係る経常的経費として53万1,000円を、3項、介護認定審査会費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、介護認定審査会及び町認定調査に係る費用として2,274万1,000円を、4項、趣旨普及費につきましては、介護保険制度啓発経費として3万円を、5項、運営協議会費につきましては、運営協議会に係る経費として45万8,000円を、それぞれ計上いたしております。

次に、2款、1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護者に係る居宅介護、施設介護等のサービス給付費として12億7,160万4,000円を、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に係る介護予防サービス給付費として6,721万3,000円を、3項、その他諸費につきましては、審査支払及び共同処理等手数料として189万4,000円を、4項、高額介護サービス等費につきましては、高額介護及び高額介護予防サービス費として3,265万1,000円を、5項、高額医療合算介護サービス等費につきましては、高額医療高額介護合算制度に係る経費として471万円を、6項、特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得

者に対する居住費、食事の保険給付費として5,212万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、3款、1項、一般介護予防事業費として242万5,000円を、2項、包括的支援任意事業費につきましては、職員の人件費のほか、家族介護支援事業等に係る経費として4,135万6,000円を、3項、介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防の居宅サービス等保険給付費に係る経費として5,371万3,000円を計上しております。4項、その他諸費につきましては、支払手数料として17万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、4款、1項、基金積立金につきましては、介護給付費準備基金利子の積立金として14万5,000円を計上いたしております。

4ページにまいりまして、5款、1項、償還金及び還付加算金につきましては、40万2,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、予備費につきましては、2,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1ページにお戻りください。

1款、1項、介護保険料につきましては、第1号被保険者介護保険料として2億9,030万5,000円を計上いたしております。

次に、2款、1項、負担金につきましては、認定審査会共同設置負担金及び介護予防サービス等諸費負担金として276万2,000円を計上するものです。

次に、3款、1項、手数料につきましては、介護保険料に係る督促手数料として3万1,000円を計上いたしております。

次に、4款、1項、国庫負担金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費国庫負担金として2億6,069万4,000円を、2項、国庫補助金につきましては、介護保険調整交付金及び地域支援事業費国庫交付金として1億6,196万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、5款、1項、支払基金交付金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費交付金として4億130万5,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、県負担金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費県負担金として2億405万7,000円を、2項、県補助金につきましては、地域支援事業費県交付金として1,316万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、7款、1項、財産運用収入につきましては、介護給付費準備基金利子として14万5,000円を計上いたしております。

次に、8款、1項、一般会計繰入金につきましては、介護給付費一般会計繰入金、事務費一般会計繰入金として2億6,637万9,000円を計上いたしております。2項、基金繰入金につきましては、介護給付費等準備基金繰入金として295万8,000円を計上いたしております。

次に、9款、1項、繰越金につきましては、座の設定として1,000円を計上いたしております。

2ページをお開きください。

10款、1項、延滞金・加算金及び過料につきましては、2万1,000円を、2項、雑入につきましては、1万7,000円をそれぞれ計上いたしております。いずれも座の設定としております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに16億380万5,000円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは、議案第33号、令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出から説明をいたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、総務管理費は、人件費などの事務的な経費で、628万9,000円を計上するものです。

同款、2項、徴収費は、保険料徴収に係る経費で、7万7,000円を計上するものです。

2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は、1億6,949万6,000円を計上するもので、これは愛媛県後期高齢者医療広域連合へ納付するものです。

3款、1項、償還金及び還付加算金は、30万1,000円を計上するもので、これは被保険者に還付する保険料及び還付加算金です。

4款、1項、予備費は、10万円を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたします。1ページにお戻りください。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は、被保険者から徴収する保険料として9,880万円を計上するものです。

2款、1項、手数料は、督促手数料で、2万円を計上するものです。

3款、1項、国庫補助金は、電算システム改修に係る補助金37万4,000円を

計上するものです。

4 款、1 項、一般会計繰入金は、事務費及び保険料軽減分の町負担分で、7,676 万 4,000 円を計上するものです。

5 款、1 項、繰越金は、前年度繰越金で、1,000 円を計上しており、座の設定であります。

6 款、1 項、延滞金・加算金及び過料は 2,000 円を、同款、2 項、償還金及び還付加算金は、広域連合に支払った保険料の還付金等で 30 万 1,000 円を、同款、3 項、雑入は、座の設定として 1,000 円を計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計ともに 1 億 7,626 万 3,000 円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（上田 司君）

議案第 34 号、令和 2 年度鬼北町水道事業会計予算について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第 1 款、水道事業収益の予定額を 4 億 2,174 万 4,000 円とするものです。

第 1 項、営業収益は、主に水道料金でありまして、2 億 8,244 万 8,000 円を計上しております。

第 2 項、営業外収益 1 億 3,927 万 6,000 円につきましては、一般会計からの補助金等を計上するものであります。

第 3 項、特別利益は、2 万円を計上しております。

支出につきましては、第 1 款、水道事業費用の予定額を 3 億 3,224 万 5,000 円とするものです。

第 1 項、営業費用は、水道施設の管理等に要する経費といたしまして 2 億 7,630 万 6,000 円を計上しております。

第 2 項、営業外費用 5,473 万 9,000 円につきましては、企業債の支払い利息等を計上するものであります。

第 3 項、特別損失は 20 万円、第 4 項、予備費は、100 万円をそれぞれ計上しております。

2 ページをお開きください。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入につつま

しては、第1款、資本的収入の予定額を2億7,602万2,000円とするものです。

第1項、企業債は、1億5,450万円、第2項、国庫支出金の4,050万円につきましては、日吉地区水道施設電気計装設備更新工事に伴いまして、計上しております。

第3項、県支出金の1万円につきましては、座の設定でございます。

第4項、他会計負担金8,000万円につきましては、一般会計からの負担金を計上するものであります。

第5項、工事負担金につきましては、施設加入金といたしまして、101万2,000円を計上しております。

支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を4億3,623万9,000円とするものです。

第1項、建設改良費は、水道施設の整備に要する経費として2億2,608万3,000円を計上しております。うち工事請負費には、日吉地区水道施設電気計装設備更新工事を含みます。工事請負費として2億1,000万円を計上しております。

第2項、企業債償還金につきましては、2億1,015万6,000円を計上するものであります。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1億6,021万7,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補てんをするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

説明に入る前に、1点おわびを申し上げたいと思います。

当病院事業会計予算書の印刷についてなんですが、ちょっと不鮮明な印刷となっております、大変見にくくなっておりますが、御了承をお願いします。

それでは、議案第35号、令和2年度鬼北町病院事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。

本会議では、第3条及び第4条についての説明とさせていただきます。

まず、3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入につきましては、第1款、病院事業収益の予定額を9億7,617万7,000円とするものであります。

第1項、医業収益6億7,101万6,000円につきましては、主に入院収益と外来収益を計上するものであります。

第2項、医業外収益2億7,290万につきましては、他会計からの負担金と長期前受金戻り入れの収益等を計上するものであります。

第3項、附帯事業収益3,216万円につきましては、訪問看護ステーション収益を計上いたしております。

第4項、特別利益10万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

次に、支出につきましては、第1款、病院事業費用の予定額を10億82万9,000円とするものであります。

第1項、医業費用につきましては、病院事業の運営に要する経費といたしまして、9億6,118万7,000円を計上いたしております。

第2項、医業外費用につきましては、企業債等の利息及び雑損失の費用として528万1,000円を計上いたしております。

第3項、附帯事業費は、訪問看護等報酬交付金として3,216万円を計上いたしております。

第4項、特別損失20万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

第5項、予備費につきましては、200万円を計上いたしております。

2ページに移りまして、第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を563万2,000円とするものであります。

第1項、企業債2,000円につきましては、座の設定といたしております。

第2項、他会計負担金につきましては、一般会計から負担金として563万円を計上しております。

次に、支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を1,126万2,000円とするものであります。

第1項、建設改良費1,000円、第2項、固定資産購入費1,000円につきましては、座の設定といたしております。

第3項、企業債償還金につきましては、1,126万円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額563万円につきましては、過年度損益勘定留保資金563万円で補てんする予定であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから総括質疑を行います。

新年度の予算につきましては、この後、予算常任委員会に審査を付託する予定です。

したがって、総括質疑につきましては、説明のありました予算の概要に関する範囲にとどめていただきたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

町長の令和2年度施政方針について、3点質問と、2点については、訂正をお願いしたと思います。

6ページ、雇用の創出関係なんですけど、企業説明会のことについては触れられておりますが、企業の誘致の件について施政方針で触れられてないんじゃないかと思いません。

なお、企業の誘致につきましては、長期総合計画、前期計画の目標値1件になっております。前期計画の最終年度に令和2年度はなりますので、ぜひ、ここについても取り組んでいただけたらと思います。

続いて、11ページ、中ほどで4月から運営を開始するシルバー人材センターへの支援に努めてまいります。予算的には、シルバー人材センター事業費補助金として、一般会計の当初予算に811万円、各課予算でシルバー人材センター業務委託料、ざっと拾ってみたんですが、193万円ほど委託料として計上されているようです。運営主体といいますか、社会福祉協議会が運営主体ということで私のほう理解しているんですが、町としての支援についてここではお聞きします。

13ページなんですけど、近永駅周辺賑わい創生事業に関して、先に行われました商工会との懇談会の中の話で、近永駅のトイレの改修が前に予算化されたことがあったので、その点の話が出まして、近永駅周辺、公衆用トイレがないなという話が出ました。今回、町長のほうで、公園の計画あるいはそういう部分もあるんですが、公衆用トイレというのを頭に入れていただけたらと思いますので、その点についてお聞きします。

それと19ページ、これは訂正したほうがいいんじゃないかなと思って言わせていただきます。19ページの(2)の効率的・効果的な行財政運営についてのところで、現行の集中改革プランの着実な実行に努めるとともにとありますが、現行の集中改革プランについては、第3次鬼北町行政改革大綱実施計画の鬼北町集中改革プランのこ

とだと思われませんが、平成21年度から平成31年度までとなっておりますので、2年度のことなので、そこを現行と言われるなら現行で今思ったんですが、これは訂正必要ないかもしれませんが、来年度からのができているのかどうか、その辺も含めて、ここはちょっと今の訂正については、すみません、取り消します。現行ということで、多分、新しい集中改革プランができるんであろうということで、そのことを言われているならいいかとも思います。

すみません。それは今のは訂正いたします。

最後ですが、20ページの予算の大要のところ、第二次鬼北町長期総合計画及び総合戦略となっておりますが、及び総合戦略は削除、のけたほうがいいんじゃないかと思えます。総合戦略については、昨日の私の一般質問でもありましたが、長期総合計画の後期計画と合わせてつくられるということなので、現総合計画は今年度で平成27年度から平成31年度、今年度で終わりますので、令和2年度の施政方針の中では、総合戦略という言葉はのけたほうがいいんじゃないかなと思ひまして、質問させていただきます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

まず4点、企業の分、それからシルバー人材センターの分、近永駅の公衆トイレの分、総合戦略の省略の件につきまして、私のほうで2点、説明をさせていただきます。

企業の誘致に触れていないということでありましたけども、私が今日、中をかいつまんで報告を申し述べさせていただいたのは、昨日、企業誘致の件については話がありましたので、今日は差し控えたものでありまして、中山議員さんの言われるとおりでありますので、御理解いただきたいと思ひます。

それから、3点目の近永駅の公衆トイレにつきましては、議員御案内のとおり、1回予算に出したものでありますけども、JR四国さん、それからこのまちなかプロジェクトの中の案件の相談の内容等を見て、公衆トイレだけをするのが一番適当なのかどうかについて、急遽ストップをかけたものでありまして、全体的な構想として、もちろんやっていかなければならぬと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

シルバー人材センターの町の支援の部分につきましては、副町長、総合戦略の文字の部分については、企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

中山議員の御質問の中のシルバー人材センターについて御説明を申し上げます。

シルバー人材センターにつきましては、社会福祉法人が事業主体ということではなくて、任意の法人として立ち上げるものであります。

事務室としては、社会福祉協議会の中、中というか、あそこのひまわりの中の1室を使って事業を行うということにしております。

そして、支援のほうなんですけれども、シルバー人材センターについては、事務長とその他の職員1名を雇用して運営に当たるということにいたしております、事業が順調になれば、ある程度賄える部分もありますけど、備品とかそういった経費も必要であるということも含めまして、人件費も含めまして、補助金を支出すると。それともう1点、町として支援をするのは、委託料として計上しておりますように、町がこれまで職員がやっていたりとか、あるいは業者さんでやっていたりしていた部分について、シルバー人材センターに委託をして、事業を行っていただくということになります。

以上です。

○企画振興課長（二宮 浩君）

20ページの第二次鬼北町長期総合計画及び総合戦略の文字を省くべきではないかという点について、お答えさせていただいたと思います。

昨日、中山議員の御質問にもお答えしましたように、総合戦略は、令和元年度において見直しをするというふうなことで予算を計上しておりましたけれども、来年度、長期総合計画の後期計画の見直しに合わせて実施するというふうなことでお答えをさせていただいたというふうに思います。

総合戦略におきましては、政府の答申が12月に出まして、それをもとにつくるべきというふうなことになっております。したがって、長期総合戦略と来年一本化はいたしますけれども、総合戦略は引き続き施策として続けたいいけないわけですので、一本化はしますが、長期総合戦略の中に総合戦略が入り込むというふうなことで、この文字につきましては、今後とも遂行するために残す必要があると考えますので、今回、この分については、ちょっと訂正はできないということでお答えさせていただいたというふうに思います。

引き続き、総合戦略は続くということでございます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、再度お願いします。

○2番（中山定則君）

質問した集中改革プランについての答弁がないんですが。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

今の質問は取り消します。

○2番（中山定則君）

再質問で、ちょっとシルバー人材銀行の関係は、事務長と職員1名と採用はセンターが採用ということですよ。職員の採用の件について再度質問をします。

それと、公衆用トイレの関係については、駅のこだわらんじゃなくて、駅周辺ということで、近永の町、町の駅、町部に公衆用トイレがないということをお願いをしたらと思います。

それと、最後の第二次鬼北町長期総合計画及び総合戦略を着実に推進するため、ちょっとこだわんですが、総合戦略については、先ほど今年度で一応1期は終わっているんで、2期については、令和2年度については、総合戦略の委託料で取り組むということで推進するというふうにとるしかなくなるんですが、総合戦略自体は、繰り返すんですが、平成31年度、令和元年度で一応1期は終わるとということをお私言いたかったので、再度、これについては、のけたほうがいいんじゃないかということで質問をいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

シルバー人材センターの中身につきましては、今回は、方針としてはシルバー人材センターを立ち上げたいということで、予算の中身でありますので、今度、予算委員会等で詳しく、そこらあたりについては質疑、また町のほうの要望、また議員さん方の詳しいところについては、お聞かせいただきたいなというふうに思っております。

それから、近永駅の部分につきましては、先ほどの答弁が私が少し雑になったかもしれませんが、私はJR近永駅そのものが本当に古くなって、JR四国さんは、これ以上はもう建て替えることはできないというふうなことも予想としては思っている。その中で、町がどこまでそれに携わっていくかということで、JR近永駅を建て直すというだけでは、町民の理解は得られないと私は思っておりまして、ただ、長期計画にもありますように、まちなかにぎわいエリアと指定をしている以上、やはりこれまでの近永駅の周辺の地域との関係というものをセットに考えれば、もちろんそのシンボルとして、近永駅の周辺のシンボルとして、近永駅を改修する。その

ための公衆用トイレというものが必要であろうということで、公衆用トイレだけを改修するよりも、一体的な改修が必要だろうと思って、少し時間を待っていただくところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、総合戦略につきましては、企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

私のほうから総合戦略をお答えしますが、ちょっと理解の違いかと思えますけども、総合戦略は、あくまでも見直しを今年度しなければならなかったものを、来年度繰り越して長期総合計画の中に一本化するというだけでございまして、本来ならば、長期総合計画と総合戦略の二本立ての計画を策定しなければならないわけでありませぬ。ほかの市町村によっては、そういった二本立てで策定するところがございませぬけれども、鬼北町におきましては、来年、後期計画が見直し時期となっておりますので、総合戦略を一本化することで県のほうにお伺いをしましたら、一本化することは問題はないということでございます。

ですから、あくまでも長期総合計画の後期計画の中に総合戦略が入るだけでありまして、計画としては必要であるというふうなことでありますので、この文言としてちょっと書き方がどうかだけなんですけれども、長期総合計画及び総合戦略を着実に推進するということは、来年度以降も続けていかなければならないということで、こういうふうな記述をしているわけでございますので、御理解をいただいたらと思います。

○2番（中山定則君）

最後になります、繰り返すんですが、駅のトイレ、公衆用トイレにこだわる、駅のトイレにこだわるんじゃないかと、近永駅、町、近永駅周辺、公衆用トイレがないので、公衆トイレを弓滝のところにもあるんですが、立派な公衆用トイレがないので、ぜひという声を聞いていたので、私もそう思ったので、今日再度言わせていただきました。

それと最後の件、わかるんですが、そうであれば、もう第二次鬼北町長期総合計画の中にあるんだということであれば、あえて総合戦略を出す必要はないと思うんですが、町長が施政方針を出される。全然違うとは言えないなと思って今聞いておりました。

ただ、繰り返すんですが、平成31年度で一次は終わっている。だから長期総合計画の中には、総合戦略のことが入っているんだと言われれば、そうだなと思いました。もう答弁は要りませぬ。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第3、議案第25号、令和2年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第13、議案第35号、令和2年度鬼北町病院事業会計予算についてまで、以上11件を予算常任委員会に審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第25号、令和2年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第13、議案第35号、令和2年度鬼北町病院事業会計予算についてまでの以上11件は、予算常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、明日からの20日間、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、明日から24日までの20日間は休会することに決定しました。

なお、3月25日は定刻に会議を開きます。

次に、休会中の予算常任委員会の審査日程について、予算常任委員会委員長から議長宛てに通知がありましたのでお知らせします。

予算常任委員会は、3月10日、11日、いずれも午前9時から委員会室1で開催されます。

本日はこれをもって延会します。

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。
礼。

(午前11時15分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 6 番）

鬼北町議会議員（ 7 番）